

常勤の役員の退職金に関する規程

平成 16 年 5 月 21 日制定 規程第 4 号

平成 24 年 3 月 22 日 一部改正

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本免震構造協会（以下「本協会」という。）の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）が退職し、解任され、又は死亡した時は、この規程の定めるところにより、退職金を支給する。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程は、常勤の役員に適用する。

2 退職金は、役員として円満に勤務し、定年、辞任又は死亡により退職した者に支給することができる。

3 次の各号の一に該当するときは、退職金を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本協会の業務運営に重大な支障をきたした場合
- (2) 退職に当たり、本協会の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得た本協会の機密を漏らし、本協会に損害を与えた場合
- (3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合
- (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めた場合

(支給額等)

第 3 条 退職者の退職金支給額は、次の方法により算出した額を限度として、理事会の決議を経て定める。

(算出方法)

(年俸の $1/12$ (月額) × 勤続年数) × 乗数

2 乗数は、1.0 以内で理事会の決議により決定する。

(在職期間の計算)

第 5 条 役員の在職年数は、役員就任の日から退任又は死亡の日までを月計算する。

2 在職年数は、1 箇年単位とする。

(退職金の支払)

第 6 条 この規程による退職金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、本協会に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、以後 2 箇月以内に支払うことを原則とする。

(細則)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。